

栃木県ママさんバレーボール連盟会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、栃木県ママさんバレーボール連盟と称する。

第2条 本会の事務所は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、健康の維持・増進と地域間の親睦を深め、且つ相互の知性と技術の向上を計ることを目的とする。

第4条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 関東女性バレーボール連盟開催大会への参加
2. 選手権大会等の開催
3. 講習会及び技術研修会の開催
4. その他、目的達成に必要な事業

第3章 組織及び資格

第5条 本会の目的に賛同する栃木県に居住するママさんバレーボールチームによって組織する。

第6条 チームの編成は、小中学校区域内に居住する者で編成する。ただし居住区にチームがない場合は、隣接するチームに登録することができる。

第7条 各教育事務所を一単位に支部を設置することが出来る。

第4章 役員及び会議と任期

第8条 本会には下記の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・顧問若干名・参与若干名・会計監査2名・理事長1名・副理事長若干名・理事若干名・事務局員若干名・会計2名・書記2名

第9条 会長は、評議員会（総会）にて推薦し、本会の代表となり、統轄するとともに理事会および評議員会の議長となる。

第10条 副会長は、評議員会にて推薦し、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第11条 顧問・参与は、会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。

第12条 理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱し会務を遂行する。